

令和4年度第1回大阪府環境影響評価審査会 会議録

開催日 令和4年6月27日（月曜日）

出席委員：赤尾委員、内井委員、内田委員、勝見委員（会長）、小谷委員、嶋寺委員、高田委員、高橋委員（会長代理）、西野委員、西村委員、水谷委員、道岡委員

（午後3時00分 開会）

【事務局（金城課長補佐）】

定刻になりましたので、只今から、令和4年度第1回大阪府環境影響評価審査会を開催いたします。

事務局を務めております環境管理室の金城でございます。よろしくお願いいたします。

初めにオンライン開催に当たり、いくつかお願いがございます。資料の画面共有は、ネットワークの負荷を軽くするため行いませんので、事前にお送りしました資料をご覧くださいようお願いします。ご発言される時以外は、カメラとマイクをオフにしてくださいようお願いします。ご発言の際は、挙手ボタンにてお知らせください。会長からの指名がありましたら、カメラとマイクをオンにしてご発言をお願いします。ご発言が終わりましたらそれぞれオフにお戻しください。不具合が生じましたら、チャット機能でお知らせいたしますようお願いします。

次に、会議の公開について説明いたします。本日の審査会は、大阪府の「会議の公開に関する指針」に従い公開としています。傍聴の方には、事務局がおります咲洲庁舎にお越しいただいております。現在、7名の方がいらっしゃいます。報道機関の方はおられません。

最後に会議の成立についてでございますが、審査会規則により、過半数の委員の出席を開催の要件としておりますところ、現時点で15名のうち11名の委員のご出席をいただいておりますので、会議が有効に成立していることをご報告いたします。また、遅れてのご出席を予定されている委員が1名ないし2名いらっしゃいます。

それでは、開会にあたりまして、環境管理室長の小林からごあいさつ申し上げます。

【事務局（小林環境管理室長）】

環境管理室長の小林でございます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さま方におかれましては、日ごろから大阪府の環境行政の推進にご協力をいただきまして、ありがとうございます。また、本日は、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて本日は、2月21日に諮問いたしました、2件の事業の環境影響評価方法書について、検討結果を取りまとめでいただくべくご審議をお願いいたします。

また、「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定につきまして、環境影響評価条例第4条第3項の規定により、諮問をいたします。

これは、近年重要性が増しております気候変動への適応を府のアセスメント制度に新たに位置付けるため、技術的事項に係るご意見をいただくものです。

いずれも重要な案件で、3件と案件が多くなってございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【事務局（金城課長補佐）】

会議の資料につきましては、議事次第に記載のとおりでございます。次第にありますように、また、ただいまの挨拶にもありましたように、本日の議題は2件の環境影響評価方法書の検討結果（案）と、「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定についてでございます。

それでは、勝見会長、ご審議をよろしくお願いいたします。

【勝見会長】

皆さま、本日もよろしくお願いいたします。それでは、議題1「大栄環境株式会社（仮称）和泉エネルギープラザ整備事業に係る環境影響評価方法書の検討結果（案）について」の審議に入ります。

この件につきましては、先ほどご説明がございましたように、2月21日に当審査会に意見照会をいただいて以来、委員のみなさまにそれぞれのご専門の分野ごとに鋭意ご検討を進めていただけてきたところです。

このたび、検討結果の案を事務局にまとめていただきましたので、本日は、全体を通しての検討を行って、審査会としての検討結果を取りまとめたいと思いますので、委員の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。それでは、事務局から検討結果案の内容につきましてご説明をお願いします。

【事務局（小西）】

環境保全課の小西でございます。よろしくお願いいたします。

資料1-1、大栄環境株式会社（仮称）和泉エネルギープラザ整備事業に係る環境影響評価方法書の検討結果案をご覧ください。

まず、目次をご覧ください。本検討結果案は大きく分けて3章で構成しております。1 環境影響評価方法書の概要として、方法書の要点を抜粋して引用しております。2 検討結果として、全般的事項と、本事業で環境影響要因として選定されている環境項目ごとに、先生方にご検討いただいた結果を整理しております。3 指摘事項として、ご検討いただいた結果、方法書について特に対応を求めべき事項を抜き出して、環境の保全の見地からの意見としてとりまとめております。また、最後に、審査会委員名簿をつけております。

それではまず、方法書の概要の主な内容をご説明いたします。

1 ページ 10 行目、事業の目的は、現在、一体的に運営している選別破碎施設、積替え保管施設、産業廃棄物焼却施設のうち、焼却施設を解体撤去して新たな焼却施設を設置するものでございます。

24 行目、処理能力は一日当たり 220 トン、事業の実施場所は、2 ページの図のとおりでございます。

3 ページからは、施設計画としまして、配置計画、4 ページに焼却炉の計画諸元など、5 ページに処理フローを記載しております。

6 ページは給水フロー図と既存施設の運用計画でございます。上半分の図 1-4 給水フロー図については、方法書 17 ページの図について、事業者により一部修正されました。修正点は、左上の生活用水槽に入る矢印について、左の上水道・地下水からも矢印が入っておりましたが、それが削除されたという点でございます。生活用水の使用後は下水道に放流、それ以外の使用した水は炉内噴霧などに使用し、放流しない計画となっております。

7 ページは、車両運行計画でございます。8 行目、9 行目でございますが、事業場全体の外部との搬出入車両台数については、現状から 3 台の増加に留まる計画としています。

9 ページは走行経路の図でございます。

10 ページは工事計画でございます。解体・撤去工事の工期を約 12 か月、その後の新規焼却炉建設工事の工期を約 21 か月としています。15 行目、環境影響評価を実施する地域は、和泉市と岸和田市としています。

11 ページは環境影響要因及び環境影響評価の項目、12 ページ以降は、現況調査の内容、予測の内容でございます。

12 ページの表の網掛け部分については、方法書に記載の誤りがあったと事業者から修正した資料の提出がありましたので、それを記載しております。

以上、簡単ですが方法書の概要でございます。

続いて 27 ページに参りまして、検討結果についてご説明いたします。大体の記載の流れですが、全般的事項と個別環境項目に分けて記載しております。構成としては、まず住民意見、調査対象市長意見を記載し、そのあと、事業計画、評価項目、調査の手法、予測及び評価の手法、環境保全措置の実施の方針などについて方法書に記載されている内容が妥当であるか検討した内容を記載しています。指摘事項に直接かかわる部分には、アンダーラインを引いています。

方法書については、2 月 15 日から 1 か月間縦覧に供し、さらに 2 週間、事業者あてと知事あてへの住民意見を受け付けましたが、事業者あて、知事あてのいずれについても意見の提出はありませんでした。調査対象市の長に対して、環境の保全上の意見を照会したところ、資料 1 - 2 のとおり意見がありました。

資料 1 - 2 をご覧ください。和泉市長からの意見は、適切な環境影響評価などを求めるもの、地域への配慮を求めるもの、計画処理量などの変更の場合に必要な応じて調査計画の見直しを求めるもの、大気質に関するもの、地球環境に関するもの、でございました。岸和田市長からの意見は、リサイクルに関するもの、災害廃棄物、電力供給などに関するものでございました。

では、資料 1 - 1 の 27 ページに戻りまして、検討結果の案についてご説明いたします。

25 行目からは事業計画全体について記載しております。

28 ページに、1 行目、処理する廃棄物の種類、6 行目、焼却方式、20 行目からは施設規模について記載しております。

29 ページ 1 行目からアンダーラインを引いております。市長からマテリアルリサイクルについての意見もありましたので、産業廃棄物の再生利用を推進する観点から、グループ会社を含めて再生利用の拡大について検討した上で、新規焼却炉において処理する産業廃棄物の種類、数量及び性状などについてより詳細に検討して必要な処理能力を精査し、これらの結果を準備書に記載する必要がある、としております。

8 行目からもアンダーラインを引いております。災害廃棄物に関する市長意見もありましたので、新規焼却炉の処理能力の検討に当たっては、災害廃棄物処理に対応可能な処理能力についても検討する必要がある、としております。

18 行目から発電計画について記載しております。

23 行目からアンダーラインを引いております。発電について、方法書では、発電電力や発電効率についての記載はありましたが、自家消費量や外部供給量についての記載はありませんので、それらについて明らかにするとともに、さらなる発電効率の向上について検討するなど計画の熟度を高め、これを準備書に記載する必要がある、としております。

30 ページ5行目からは選定していない評価項目を列挙し、事業特性や周辺の地域特性を考慮すると評価項目の選定について特に問題はないとしております。

31 ページの大気質に参ります。

8 行目、市長意見は事後調査に関するものでございました。

19 行目、煙突排出ガスの計画値について事業者を確認したところ、法令に基づく規制基準値を暫定的に記載しているとのことでした。23 行目からアンダーラインを引いておりますが、周辺の地域の気質への影響を可能な限り低減する観点から、近年の大気汚染防止技術の動向などを踏まえて煙突からの排出ガスの諸元を設定し、準備書にその根拠を含めて記載する必要がある、としております。大気質としては以上でございます。

36 ページ水質、土壌汚染、38 ページ騒音、振動、低周波音、40 ページ悪臭、42 ページ人と自然との触れ合い活動の場については、特に指摘事項なしとしております。

44 ページの景観に参ります。

14 行目、煙突高さについては、現行焼却炉が 29m であるのに対し、新規焼却炉は 50m と計画しております。

16 行目、50m に設定した理由について事業者を確認したところ、大気汚染防止の観点、景観への影響の軽減、航空法規制、グループ会社の施工実績を踏まえて設定したとのことでした。

45 ページの 15 行目からアンダーラインを引いております。事業計画地が位置する地区においてまちづくりガイドラインが策定されていること、煙突の高さを 1.5 倍以上とするなど施設規模を拡大する計画としていることを踏まえ、施設の配置、形態、意匠及び色彩などを十分に検討し、周辺や背景との調和が得られる建築計画とし、準備書に記載する必要がある、としております。

46 ページ、廃棄物、発生土です。

14 行目、施設の供用に伴う焼却灰及びばいじんは、最終処分場において適正に処分するとしております。続いてアンダーラインを引いておりますが、最終処分量を可能な限り縮減する観点から、焼却灰等の発生量を抑制する施設・運転管理計画を検討し準備書に記載する必要がある、としております。

47 ページ8行目、新規焼却炉の建設工事については、日本建設連合会の原単位調査報告書を参考に原単位等による予測を行うとしております。

11 行目、現行焼却炉の解体工事については、既存類似例等による定性的予測を行うとしていましたが、定量的予測に改めるとのことでした。

14 行目からアンダーラインを引いております。廃棄物の発生量等の予測については、単に過年度に調査された原単位を用いて予測するのではなく、発生抑制及び再生利用に最大限努める計画としたうえで、これを踏まえて予測する必要がある、としております。

48 ページ、地球環境については、指摘事項なしとしています。

以上が検討結果として、最後に、50 ページ指摘事項として、ここまでアンダーラインを引いていたところをまとめて記載しております。ここは、少し読み上げさせていただきます。

Ⅲ指摘事項。

当審査会では、事業者から提出された方法書について、技術指針に照らし、その内容を専門的かつ科学的な視点から精査した。また、市長の意見に配慮して検討した。その結果、方法書の記載内容は対象事業に係る環境影響評価を行う方法としては概ね妥当なものと考えているが、より一層、環境の保全に配慮した事業計画となるようにという視点も加え、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を取りまとめた。大阪府知事におかれては、これらの事項が環境影響評価準備書の作成等に反映されるよう事業者を十分指導されたい。としまして、15行目から、

1. 全般的事項、まず事業計画(1)としまして、再生利用の拡大等について検討した上で、産業廃棄物の種類、数量及び性状等についてより詳細に検討して必要な処理能力を精査し、災害廃棄物処理に対応可能な処理能力についても検討し、これらの結果を準備書に記載すること。

(2) 発電電力の運用について自家消費及び外部供給を行う各電力量を明らかにするとともに、さらなる発電効率の向上について検討するなど、計画の熟度を高め、これを準備書に記載すること。

2 大気質。近年の大気汚染防止技術の動向等を踏まえて煙突からの排出ガスの諸元を設定し、準備書にその根拠を含めて記載すること。

3 景観。施設の配置、形態、意匠及び色彩等を十分に検討し、周辺や背景との調和が得られる建築計画とし、これを準備書に記載すること。

4 廃棄物。(1) 焼却灰等の発生量を抑制する施設・運転管理計画を検討し準備書に記載すること。

(2) 工事の実施に伴う廃棄物の発生量等については、発生抑制及び再生利用に最大限努める計画としたうえで、これを踏まえて予測すること。

検討結果案としましては以上でございます。なお、本日ご欠席の委員の先生方には事前に資料を見ていただきましたが、内容に関わるご意見はございませんでした。事務局からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【勝見会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局からご説明がございました。委員の皆様にご検討をいただきました内容で検討結果案をまとめていただいたところですが、全体をとおして、何かご意見・ご質問はございますか。挙手ボタン、あるいは、ミュートを外して直接ご発言いただいてもかまいません。いかがでしょうか。

特にご意見・ご質問、委員の皆さまからはない、ということでよろしいでしょうか。ご発言、挙手、いずれもございません。

専門の部会でも委員の皆さまに何度か見ていただいているということでございます。事務局の案について、ご意見・ご質問はなかったということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしいということでしたら、先ほどご説明いただいた検討結果を審査会の答申としたいと思いますが、いかがでしょうか。ご異議がございましたらご発言いただきたいと思います。ご異議がない、挙手ボタン、ご発言がないということで、お認めいただいたとさせていただきたいと思っております。

それでは、2月21日に照会を受けました審査会の意見について、本日付けで大阪府に回答させていただくということで進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、議題1はこれで終了ということでよろしいでしょうか。

続きまして、議題2に行かせていただきたいと思います。議題2「泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書の検討結果（案）について」の審議でございます。

こちらにつきましても、議題1と同様に、全体を通しての検討を行って審査会としての検討結果を取りまとめたいと思います。それでは、事務局から検討結果案の内容につきましても説明をお願いします。

【事務局（小西）】

では、続きまして、資料2-1につきましても、ご説明いたします。資料2-1、泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書の検討結果案をご覧ください。

構成などにつきましては大栄環境の資料と同様としております。ではまず、方法書の概要について主な内容をご説明いたします。

1 ページ 19 行目、事業の種類は、ごみ焼却施設の設置の事業でございます。

23 行目、処理能力は1日当たり240トンで、事業の実施場所は2ページから4ページの図に記載のとおりでございます。

4 ページの図1-3につきましては、点線は、対象事業に先立って泉佐野市が実施する予定の土地区画整理事業予定区域でございまして、実線の対象事業実施区域は、次の5ページにありますとおり、施設の敷地が確定していないために、周囲に100mのバッファ距離を設けた範囲となっております。

6 ページ、一番下の表1-3、併せて設置する施設として、破碎・選別施設と保管施設を設置する計画となっております。

7 ページからは、現時点のごみ処理フロー、焼却施設、破碎選別施設の処理フローとなっております。

10 ページ図1-8は、給水・排水フロー案となっております。これにつきましては、方法書2-34ページの図から修正されました。いくつか修正点があるのですが、主な修正点は、プラント系の排水について、処理後の排水が再利用して外部に出さないような図に方法書ではなっていたのですが、この図において、プラント排水を再利用した後の余剰水を下水放流するように修正されております。

続いて11ページは車両運行計画、12ページは走行ルートの図でございます。

ごみ収集車と直接搬入車両の走行台数は1日当たり片道約710台と計画しています。

13 ページ8行目、工事計画です。9行目、工期は令和12年度の稼働までの約4年間とし、建設機械、工事車両の1日当たり使用台数の最大は約30台としています。

14 ページは対象事業に先行して実施される土地区画整理事業についての記載です。

方法書における土地区画整理事業についての記載内容を四角で囲んでおります。

14 行目の中頃から、土地区画整理事業は環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例における対象事業とはならないが、17 行目、泉佐野市において独自の環境調査を実施し、その結果に基づき可能な範囲において環境配慮を行っていく、としています。

事業予定は、令和5年度から、焼却施設の工事が始まる令和8年度の前までの3年間を造成工事としています。

15 ページ4行目、環境影響評価を実施する地域は、泉佐野市、田尻町、熊取町、泉南市としています。

16 ページは環境影響要因及び環境影響評価の項目でございます。

方法書においては、対象事業に先行して泉佐野市が実施する土地区画整理事業における造成工事につ

いては環境影響要因に選定されていませんでしたが、方法書の提出後に事業者から提出された資料におきまして、土地区画整理事業における造成工事を環境影響要因に選定し、大阪府環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続に併せて自主的に調査、予測及び評価を行うという旨が示されました。

このため、このあとの記載においては、方法書に記載の内容に併せて事業者が自主的に行う調査等の内容を取りまとめ、「Ⅱ 検討結果」においてもこれらを併せて検討を行った結果を取りまとめました。

また、住民の意見等を踏まえて調査の手法等について一部見直しが行われたので、これも反映して記載しております。

下の表1-6（1）でございますが、右の方に下線と傍線を付けまして、土地区画整理事業の造成工事についての、自主的に調査などを行う項目に○を付けております。

このページでは、粉じんと水の濁り、17 ページの表に行きまして、陸域生態系と埋蔵文化財が選定されております。

18 ページからは現況調査の内容となっております。

19 ページの水質に下線を付けているのが、水の濁りで自主的に調査をする内容となっております。

21 ページ、陸域生態系の調査地域に下線を付けているのは、自主的な調査として範囲を拡大したものでございます。

表の上の方の哺乳類の3行目、コウモリ類調査に網掛けを施しておりますが、これは、住民の意見などを踏まえて加えた項目でございます。

22 ページの淡水生物にも下線がありますが、自主的な調査等として加えたものです。

24 ページから 31 ページは調査地点の図でございまして、25 ページの水質の調査地点の図と 29 ページの水生動物の調査地点の図が方法書から追加されておまして、31 ページの景観についても調査地点が方法書から加わっております。

32 ページから 35 ページは予測の内容でございます。

34 ページの粉じんと水質、35 ページの文化財に下線が付いておりますが、これは、自主的な予測として追加されております。

以上が方法書の概要の主な内容でございます。

続いて、37 ページから検討結果についてご説明いたします。

この施設組合の方法書についても同じように縦覧をして住民意見を受け付けました。知事あてに 4 人の方からご意見の提出がありました。その概要は資料 2-3 のとおりでございます。事業者あてに提出されたご意見については資料 2-4 のとおりで、知事あてと重なるご意見でございました。

調査対象市町の長からのご意見は資料 2-2 のとおりとなっております。

資料 2-1 の 37 ページに戻りまして、住民意見の多くは立地選定に関するものでした。その他、38 ページ、ごみ収集車の走行経路に関するご意見などがありました。

市町の長からのご意見のうち、全般的事項に関するものとしては、地域住民との意見交換などを求めるご意見がございました。

38 ページ 31 行目、立地場所の選定につきましては、3 段階の検討を行ったとしております。

1 次選定では、4 つの評価項目で 10 か所を選定。2 次選定では、38 ページから 39 ページにかけての 6 つの評価項目で 4 か所に絞り込み、3 次選定ではさらに 4 つの観点を加えて評価して、40 ページの

表2-1の選定結果を得て、上之郷を第1候補地に選定しています。

39 ページの5行目に戻りまして、3次選定で上之郷を第1候補地に選定したあと、その土地を含む、旧泉佐野コスモポリス計画用地において土地区画整理事業が実施されることになったため、対象事業実施区域に変更したとしております。

この対象事業実施区域について、上之郷を選定した選定時と同様の選定を行った場合の結果について事業者を確認をいたしました。

44 ページの資料2-1をご覧ください。3次選定で第1候補地となった上之郷が薄い緑色で示されており、実線で示された対象事業実施区域と一部重なっております。このように、一部重なり、周辺の状況が上之郷と同様であるとして、対象事業実施区域について、同じような選定を行った場合の結果は上之郷と同様となる、との回答でございました。

41 ページから42 ページについては、焼却方式の選定、施設規模の設定、煙突高さの設定、車両運行計画について記載しております。

42 ページの24行目から、複数案の比較についてアンダーラインを引いております。

大阪府の環境影響評価及び事後調査に関する技術指針においては、方法書に、事業の位置又は規模等に関する複数案を環境の保全の観点から比較した結果などを記載し、比較できない場合はその理由を記載するように求めています。先ほどご説明しましたように、対象事業実施区域の比較結果が方法書には記載されておりませんでしたので、準備書において適切に記載することを求める指摘事項の案としております。

28行目からは、対象事業について、評価項目に選定していない項目を列挙し、次の43ページに選定していない理由をまとめております。

対象事業としましては、項目の選定について特に問題ない、とまとめております。

43 ページの9行目、土地区画整理事業による造成工事について、自主的に調査等を実施する項目に、粉じん、水の濁り、陸域生態系、埋蔵文化財を選定した理由について事業者を確認しましたところ、土地区画整理事業の事業計画の熟度が高くない段階においても調査等を行うことが可能であるため、このこととございました。

16行目からアンダーラインを引いております。

本事業に先行して実施される土地区画整理事業については、大阪府環境影響評価条例の対称の対象ではないが、本事業の事業計画の前提とされていることを踏まえ、事業者においては土地区画整理事業の事業者と連携し、特に以下の点に留意して環境の保全に適切に取り組むとともに、地域住民等への情報の提供に努めるべきである。としまして、44 ページの上、①土地区画整理事業に係る評価項目に選定された環境項目については、その検討結果において、つまり、このあとから示すことですが、その検討結果において示した事項。②上記の評価項目に選定されなかった大気質、騒音、振動、地象（工事中を含む土地の安定性等）、水象、景観、廃棄物及び発生土についても、重大な環境影響が生じるおそれの程度を勘案し、調査等を実施した上で環境保全措置を検討すること。という指摘事項の案としております。

続いて、46 ページの大気質に参ります。

8行目、市町長意見は、ごみの運搬距離が延びるため、適切な調査・予測を求めるものがありました。

18行目からアンダーラインを引いております。

議題1と同じく、排出ガスの諸元とすべき濃度を精査定し、準備書にその根拠を含めて記載する必要が

ある、としております。

48 ページは予測及び評価の手法についてでございます。

20 行目から、ごみ収集車及び直接搬入車両の走行台数は1日当たり片道約710台と計画しており、土地区画整理事業の実施後に本事業以外を要因として発生する交通量は片道1日当たり610台であるとしております。

この予測・評価において、ごみ処理施設以外を要因とする交通量について考慮するのかを事業者を確認しましたところ、予測条件に含めるとのことでございました。

25 行目、焼却灰や破砕選別後の資源物等を搬出する車両の台数について方法書に記載されておられませんので事業者を確認しましたが、回答が示されませんでした。

このこともありまして、27 行目からアンダーラインを引いております。

車両の走行に伴う排出ガスによる影響の予測においては、ごみ収集車、焼却灰及び破砕選別後の資源物等を搬出する車両、通勤車両等に加えて、土地区画整理事業の実施後に本事業以外を要因として発生する交通量を含む複合的な影響について予測する必要がある、としております。

大気質としては以上でして、50 ページ、水質については指摘事項なしとしております。

52 ページから騒音、振動、低周波音です。

53 ページ 13 行目からアンダーラインを引いております。

大気質と同様に、車両の走行に伴う騒音、振動の予測においても、複合的な影響について予測するように、としております。

54 ページ悪臭については指摘事項なしとしております。

56 ページから陸域生態系です。

住民意見としましては、7 行目、自然保全エリアが減少することを危惧するもの、10 行目、水生動植物の調査の実施を求めるもの、14 行目、コウモリ調査を求めるものなどがございました。

31 行目から、環境影響評価の項目は、対象事業に対しては陸生動物と陸域生態系を選定し、自主的な調査等として、陸生動物、陸生植物、淡水生物、陸域生態系を選定しております。

58 ページに行きまして、3 行目、淡水生物の調査では、土地区画整理事業予定区域の内外のため池6地点と周辺の河川2地点で魚類と底生動物の現地調査を実施するとしています。

土地区画整理事業予定区域の外のため池における調査の目的について事業者を確認しましたところ、土地区画整理事業予定区域内のため池で貴重な生物が確認された場合の移植の可能性を検討するためとのことでございました。

59 ページの 13 行目、対象事業実施区域の法面については、在来種を主体とする低木などを用いた植栽を行うとしておりまして、可能な限り周辺の樹種を使用するとのことでございました。

19 行目からアンダーラインを引いております。

土地区画整理事業に伴って出現する法面の緑化について、残置森林との連続性を考慮するとともに、埋土種子の利用など遺伝子攪乱の防止に配慮した工法の採用を検討する必要がある、としております。

27 行目からもアンダーラインを引いております。

淡水生物の移植については、移植先の生態系を攪乱するおそれがあるとともに定着しない事例が少なくないことから、専門家等の助言を踏まえて適切な実施について検討すること。また、移植先の候補地については、環境条件が移植元と類似する箇所を幅広く検討するとともに、追加した候補地についても現

地調査を実施する必要がある。

また、土地区画整理事業に係る調査等については、専門家等の助言を踏まえて適切に調査等を行うとともに環境保全措置を検討するべきである、としております。

61 ページ、人と自然との触れ合いの活動の場については指摘事項なしとしております。

64 ページ、景観に参ります。

住民意見は、景観に大きな影響を与えるとの建設予定地についてのものでございました。

市町長意見の意見としては、予測にあたっての複数案に関するものでございました。

65 ページ8行目からアンダーラインを引いております。

フォトモンタージュの作成においては、土地区画整理事業の事業計画を適切に反映する必要がある。

また、20行目からもアンダーラインを引いております。

施設の配置、形態、意匠及び色彩などを十分に検討し、周辺や背景との調和が得られる建築計画とするとともに、必要に応じて複数案について予測する必要がある。としております。

66 ページ、文化財については、指摘事項は特になしとしております。

67 ページ、廃棄物に参ります。

14行目、ごみの減量や分別に関する啓発を行うことによりごみの減量化を図るなどとしております。

17行目からアンダーラインを引いております。

議題1と同じく、焼却灰等の発生量を抑制する施設・運転管理計画を検討し準備書に記載する必要がある、としております。

68 ページ6行目、工事の実施に伴う廃棄物の予測について、既存類似例等を考慮して原単位により予測しているとしており、過去に実施されたごみ処理施設の建設工事の事例を参照するとのこととございました。

このこともあり、9行目からアンダーラインを引いております。

議題1と同じく、単に過年度に調査された原単位を用いて予測するのではなく、発生抑制及び再生利用に最大限努める計画としたうえで、これを踏まえて予測する必要がある、としております。

69 ページ地球環境です。

8行目、調査市町長の意見は、施設の整備や使用について、温室効果ガスの排出の抑制を求めるものでございました。

70 ページ7行目からアンダーラインを引いております。

焼却施設の移転によりごみ収集車の走行距離が延びることに伴い温室効果ガスの排出量の増加が見込まれるため、市町と連携してごみ収集車等に電気自動車等を導入するなど、温室効果ガスの一層の削減を図る計画とし、これを準備書に記載する必要がある。としております。

以上が検討結果でして、最後に71ページから、ここまでにアンダーラインを引いた指摘事項をまとめて記載しております。

15行目から読み上げていきます。

1 全般的事項。技術指針において方法書への記載を求めている事業の位置又は規模等に関する複数案を環境の保全の観点から比較した結果が適切に示されなかったことから、準備書において適切に記載すること。

2 大気質。(1) 少し飛ばしまして、近年の大気汚染防止技術の動向等を踏まえて煙突排出ガスの諸元とすべき濃度を精査し、準備書にその根拠を含めて記載すること。

(2) 車両の走行に伴う排出ガスによる影響の予測においては、少し飛ばしまして、複合的な影響について予測すること。

3 騒音、振動。車両の走行に伴う道路交通騒音及び振動の予測においては、としまして、大気と同じように、複合的な影響について予測すること。

72 ページに行きまして、4 陸域生態系。淡水生物の移植については、専門家等の助言を踏まえて適切な実施について検討すること。また、移植先の候補地については、環境条件が移植元と類似する箇所を幅広く検討するとともに、追加した候補地についても現地調査を実施すること。

5 景観。(1) 施設の配置、形態、意匠及び色彩等を十分に検討し、周辺や背景との調和が得られる建築計画とするとともに、必要に応じて複数案について予測すること。

(2) フォトモンタージュの作成においては、土地区画整理事業の事業計画を適切に反映すること。

6 廃棄物。(1) 焼却灰等の発生量を抑制する施設・運転管理計画を検討し準備書に記載すること。

(2) 工事の実施に伴う廃棄物の発生量等について、発生抑制及び再生利用に最大限努める計画としたうえで、これを踏まえて予測すること。

7 地球環境。市町と連携してごみ収集車等に電気自動車等を導入するなど、温室効果ガスの一層の削減を図る計画とし、これを準備書に記載すること。

8 その他としまして、本事業に先行して実施される土地区画整理事業については、土地区画整理事業の事業者と連携し、特に以下の点に留意して環境の保全に適切に取り組むとともに、地域住民等への情報の提供に努めるべきである。

としまして、(1) 評価項目に選定された陸域生態系に係る各項目については、専門家等の助言を踏まえ、適切に調査等を行うとともに環境保全措置を検討すること。また、土地区画整理事業に伴って出現する法面の緑化においては、事業予定区域が里地里山であることを踏まえて残置森林との連続性を考慮するとともに、埋土種子の利用など遺伝子攪乱の防止に配慮した工法の採用を検討すること。

(2) 評価項目に選定されなかった大気質、騒音、振動、地象(工事中を含む土地の安定性等)、水象、景観、廃棄物及び発生土についても、重大な環境影響が生じるおそれの程度を勘案し、調査等を実施した上で環境保全措置を検討すること。

検討結果案としましては以上でございます。なお、本日ご欠席の委員の先生方に事前に資料を見ていただきましたが、内容に関わるご意見はございませんでした。長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【勝見会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局からご説明がございました。委員の皆様にご検討をいただきました内容で検討結果案をまとめていただいたところですが、全体をとおして、何かご意見・ご質問はございますか。挙手ボタン、あるいは、ミュートを外してお願いいたします。内田先生お願いいたします。

【内田委員】

一点、確認をさせていただきたいです。景観面の評価はフォトモンタージュをすることとなっておりますが、その評価する場所、視点場についてはどういう意見を出すことになるのでしょうか。

方法書で書かれている景観調査地点はごく限られた地点しか記載されていないわけですが、それに対しての72ページの意見では、8行目から11行目にかけて、必要に応じて複数案について予測すること。フォトモンタージュの作成においては事業計画を適切に反映すること。造成の状況や施設建設の状況については複数案をちゃんと考えなさいということですが、視点場、どこから見たものについてか、ということについては、方法書のままでいいというようにも見えますし、72ページから73ページにかけて、選定されなかった景観についても、環境影響を生じるおそれの程度を勘案し調査等を実施したうえで、となっているので、必要に応じて、視点場についても準備書においては、方法書に記載の場所だけでなく、追加した場所についても必要性を適切に判断した上で追加することもあるということを求めているという理解でよろしいでしょうか。以上です。

【事務局（金城課長補佐）】

ありがとうございます。23ページをご覧ください。

審査会の先生方の景観の視点場についてのご意見が審議の過程で出ておりましたところ、事業者におかれては、それを踏まえて視点を置く場所を追加されています。方法書では5地点だったところ、23ページにありますとおり、網掛けの地点を追加して9地点としております。新たな4地点の選定の考え方といたしましては、先生方のご指摘を受けて、一つはより遠くからの眺望、もう一つは幹線道路からの眺望といった考え方で4地点が追加されておまして、フォトモンタージュをこの9地点について作成するというごことですので、この方法書の手続きで対応がされた、と考えております。

【内田委員】

ありがとうございます。これで充分であろうという判断を下したということですね。

【事務局（金城課長補佐）】

そのとおりでございます。位置を図示しておりまして、31ページに図がありますので、ご参照いただきたいと思えます。

【内田委員】

では、72ページから73ページにかけての意見は念のためにということで書かれているという理解でよろしいですか。

【事務局（金城課長補佐）】

はい。念を押すところでございます。72ページの10行目に、フォトモンタージュの作成では区画整理事業の計画を適切に反映することという意見をここで位置付けておりますので、それに重ねてという感もございますが、念押しということでございます。

【内田委員】

おおよそ議論された内容については、既に72ページの10行目あたりで書かれ、最後の意見は念押しということですね。はい、どうもありがとうございます。

【勝見会長】

はい、どうもありがとうございました。他の委員の皆さま、ご質問、ご意見いかがでしょうか。他に特にご意見、ご質問はないということよろしいでしょうか。

事務局から何かご発言ございますか。

【事務局（金城課長補佐）】

はい。はなはだ恐縮でございますが、資料に修正が必要な点がございまして、ご説明差し上げたいと思います。

28 ページに陸生動物の調査地域を説明した図がございまして。

破線の部分が猛禽類以外の陸生動物の調査地域で、対象事業実施区域及び周辺 200m が図示されておりますが、これが誤りでございまして、正しくは、お手数ですが 21 ページをご覧ください。

現況調査の内容についてまとめた表ですが、陸生動物のアンダーラインが引かれている所をご覧ください。

土地区画整理事業予定区域の全てと、対象事業実施区域周辺約 200m ということでございまして、28 ページの図では、区画整理事業の区域の一部が調査対象地域から漏れている図になっておりますが、正しくは全体を含みます。

もう一つ、植物相と植生についての調査範囲を示した図が 30 ページにございまして。

これについても動物と同様に、土地区画整理事業の区域をすべて含むというのが正しいものでございます。

この二つの図を修正させていただきたいと存じます。申し訳ございません。

【勝見会長】

ありがとうございます。図面の修正ということですが、委員の皆さま、いかがですか。2 か所差替え修正ということです。ご異議、あるいは、もう一度説明をということであれば挙手なり、ご発言なりいただきたいと思っております。よろしいですか。

念のためにもう一度、どう修正するか、簡単に復習させていただいてよろしいでしょうか。

【事務局（金城課長補佐）】

はい。28 ページの図でご説明します。

凡例にありますように、破線が陸生動物の調査地域でございまして。

長い点線で示されている土地区画整理事業の北側の一部が三角形のような形で、陸生動物の調査地域から漏れている状態ですが、調査地域を区画整理事業の北側の境界に一致させるという修正を行ないません。

【勝見会長】

調査地域の北側の東半分弱ぐらいの部分を土地区画整理事業の区域の境界に広げるということですね。

【事務局（金城課長補佐）】

はい、その通りです。

【勝見会長】

委員の皆さま、それでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

【事務局（金城課長補佐）】

申し訳ございませんでした。

【勝見会長】

この修正も含めまして、その他、ご意見、ご質問いかがでしょうか。

無いようでしたら、先ほど内田委員から御指摘がございましたが、こちらについても確認を頂いたとい

うご趣旨で、検討結果を修正すべきというご意見ではないと理解をしておりますが、内田先生、それよりよろしくないようでしたらご発言いただきたいと思いますが。

【内田委員】

いえ、結構です。確認を取らせていただきましたので、修正を求めるものでもものではございません。

【勝見委員】

はい、ありがとうございます。それでは、他の委員の皆さまからは特にご意見いただかなかったということですね。前回の審査会では、土地区画整理事業との関係についてもいろいろご意見をいただき、その後の専門調査部会でもそれぞれご検討いただいたと理解をしておりますが、今日のような形で検討結果を事務局にまとめていただいたということでございます。

こちらの検討結果を審査会答申としたいと思いますが、いかがでしょうか。

ご異議等ございましたらご発言いただきたいと思いますが、ご発言ないということですので、異議なしと理解させていただきたいと思いますが、どうもありがとうございます。

それでは、2月21日に照会を受けました、審査会の意見につきまして、本日付で大阪府に回答をするということにさせていただきたいと思いますが、どうもありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。

【勝見会長】

では、議題2についてもこれで終了します。

それでは続きまして、本日の冒頭にも少しご説明がございましたが、議題3「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針について」の審議に入りたいと思います。それでは、事務局からご説明お願いいたします。

【事務局（筒井）】

環境保全課の筒井と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、議題3についてご説明します。

資料3をご覧ください。表紙は、審査会への諮問文となっております。

次のページをご覧ください。改定の背景をご説明します。

まず、（1）国の動向についてです。

平成30年6月に公布された気候変動適応法では、地方公共団体の責務として、第四条「地方公共団体は、気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。」「地方公共団体は、事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努める。」とあります。

また、事業者の努力義務として、「事業者は、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努める」とあります。

また、令和3年10月に閣議決定された気候変動適応計画では、基本戦略④の「地域の実情に応じた気候変動適応を推進する」で、「地域において気候変動適応を進めるに当たっては、地域特性を熟知した地方公共団体が主体となって、地域の実情に応じた施策を展開することが重要」とあります。

一方、大阪府では、2022年3月に、「温暖化対策条例」を「気候変動対策条例」に改め、従来の気候変動の緩和対策に加え、気候変動への適応対策を推進することとなりました。

条例第2条による気候変動対策の定義では、気候変動への適応とは、「気候変動の影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ること」としています。

次に、2. 気候変動の現状と将来予測についてご説明します。

日本の年平均気温が100年間で約1℃上昇したのに対し、大阪の年平均気温は約2℃上昇しています。大雨の頻度の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動による影響がすでに顕在化しています。

21世紀末には、府域の年平均気温約1.3℃上昇、真夏日が約19日増加、近畿地方の1時間降水量50mm以上の回数が約1.9倍の増加、大阪湾の高潮発生時の最大潮位偏差が増加するなどが予測されています。

3. 現行の技術指針における環境影響評価項目についてですが、大阪府環境影響評価条例では、「知事は環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法等の環境影響評価及び事後調査に関する技術的な指針（技術指針）を策定するものとする。」としています。

4. 検討内容（案）ですが、技術指針の環境項目に「気候変動適応」を追加し、事業者が適正な配慮を講じるべきであると考えられる事象に関し、調査、予測及び評価の手法について検討します。

検討の対象とする事象の例は、洪水、高潮・高波、地すべり、暑熱などです。

5. スケジュール（案）を示します。

令和4年6月に大阪府環境影響評価審査会に諮問し、7月から11月に環境影響評価審査会で審議をします。11月から12月に、環境影響評価審査会答申（案）についてのパブリックコメント手続きをし、令和5年1月に環境影響評価審査会で審議と答申を行います。翌2月には、技術指針を改定して公表を行います。

以上で説明を終わります。

【勝見会長】

ご説明ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明つきまして、委員の皆さま、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

背景のご説明と、今後の方向性といいますか、大阪の地域性も考慮して、この審査会でも検討を進めるということがございます。

スケジュール（案）によりますと、7月から11月の審査会で審議のあと、答申案ができて、パブリックコメント手続、さらに審議を行うということがございます。

またこの審議会で審議するということがございますが、もし今の段階でこういうことを注意した方がいいよとか、あるいはこういう問題意識がありますよとか、委員の先生方からご指摘いただくようなことがあれば、お聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局の方もよろしいでしょうか。補足等ございましたら、いただければと思います。あるいはこういうことに委員から意見がいただけるとありがたいとかがあれば、いただければと思います。

【事務局（金城課長補佐）】

全国の都道府県や主だった市の技術指針を見ましたところ、いくつかで近い取り組みをされているところがあります。ヒートアイランド現象についての適応や防災の観点を技術指針に取り入れている自治体がございますが、気候変動適応を幅広く取り扱っているという例は私が探した範囲ではございませんでして、先頭に立ったような取り組みになるのかもしれませんが、ですので、各分野の先生方から、できる

だけ多くの助言を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【勝見会長】

ありがとうございます。他の都道府県などの自治体の状況も少しお話しいただきました。

できるだけ幅広く、かつ大阪の地域性に合わせてと、事務局の方で考えておられるということでございます。委員の先生方から、ご意見、ご質問よろしいでしょうか。

もし何かございましたら、事務局までご連絡をいただければと思います。

今後、技術指針の改定に向けて審議をしていくということになります。委員の皆さまにもご協力をいただくということになります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは議題3はこれで終了させていただきたいと思います。

では、議題4、その他について事務局からお願いできますでしょうか。

【事務局（小西）】

事務局から特にその他はございません。以上です。

【勝見会長】

ありがとうございます。では、予定していた議事は以上ですが、委員の先生方の方から他に何かございますでしょうか。

特にないということですので、事務局に進行をお返ししたいと思います。円滑な進行にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

【事務局（奥田環境保全課長）】

環境保全課長の奥田でございます。

勝見会長、どうもありがとうございました。

また、委員の先生方につきましては、大変お忙しい中、二つの焼却場に係る方法書案件につきまして、本日の検討結果をまとめいただき、答申をいただいたということで、本当にありがとうございました。

府としましては、本日いただきました答申を基に、事業者に対してできるだけ早く知事意見を述べて、環境影響評価が今後も適切に実施されるように指導して参りたいと思っております。

さらに、本日新たに、気候変動適用に対して技術指針をどう改定するかということについて諮問させていただきましたので、今後、これについてもご審議をよろしく願いいたします。本日はどうも大変ありがとうございました。

【事務局（筒井）】

高田先生からの質問がチャットで3分程前にありました。

【事務局（金城課長補佐）】

高田先生から、技術指針のことだと思いますが、環境審議会とどのように連携しますか、というご質問をいただきました。

アセスメント制度の技術指針でございますので、この審査会のご意見を頂戴したいと考えております。

環境審議会との関係ですが、先ほど、諮問内容についての説明の中でも少し申し上げましたが、気候変動適応条例を定めるにおいては、環境審議会の地球環境部会からご意見をいただいて定めてございます。さらに、温暖化対策計画につきましても、環境審議会からのご意見をいただいて、担当課で作成したということでございます。

技術指針を検討するにあたりましては、温暖化の条例や計画を踏まえて作成する必要があると考えておりまして、間接的に、これまでの環境審議会でのご審議、答申を踏まえた形での作業を行ってまいります。

高田先生。以上ですが、よろしいでしょうか。

高田先生から、音声の調子が悪いのかもしれませんが。チャットで了解ですとお返事をいただきました。

高田先生、ありがとうございました。

他の先生方、よろしいでしょうか。

それでは、本日は誠にありがとうございました。これで閉会とさせていただきます

ありがとうございました。失礼します。

(午後4時14分 閉会)